

# -ASネット規約

## 目次

第1章 総則	3
第1条 名称	3
第2条 目的	3
第3条 所在地	3
第4条 運営日	3
第5条 取引	3
第6条 禁止行為	3
第7条 品位の保持	4
第8条 紛争の処理	4
第9条 管轄権の合意	4
第10条 運営	4
第11条 規約の改定	4
第2章 会員登録	5
第12条 会員の資格	5
第13条 参加規約	5
第14条 保証金	5
第15条 相殺の禁止	6
第16条 保証金の返済	6
第17条 設備機器	6
第3章 会員の権利義務	7
第18条 権利	7
第19条 制限	7
第20条 義務	7
第21条 禁止行為	7
第22条 会員番号及び会員パスワード	7
第23条 ASNシステム・設備等の事故	8
第24条 損害等	8
第25条 任意解約	8
第26条 届出	8
第27条 登録契約の解除	8
第28条 連帯保証	8
第4章 会員間物流事業	10
第29条 出品	10
第30条 規約の優先	10
第31条 出品会員義務	10
第32条 出品車輛の条件	10
第33条 出品手続き	10
第34条 出品内容の訂正・変更	11
第35条 出品制限	11
第36条 出品期間	11
第37条 出品保留	11
第38条 再出品	11
第39条 出品会員都合による契約解除	11
第41条 検査	12
第42条 書類	13
第43条 代金決済	16
第44条 手数料	17
第45条 所有権の帰属	17

第46条	裁定	18
第5章	AA物流事業	19
第47条	AA会場取引	19
第48条	AA会場取引の特例	19
第49条	AA会場取引会員義務	19
第50条	入札について	20
第51条	ASリアルについて	20
第52条	セリについて	20
第53条	出品について	20
第54条	代金決済について	21
第55条	手数料	21
第56条	車輛輸送について	21
第57条	書類について	21
第58条	評価点基準について	23
第59条	クレームについて	23
第60条	所有権の帰属	23
第8章	ASNET英語版	24
第1条	規約の適用範囲	24
第2条	利用者の資格	24
第3条	利用規約	24
第4条	利用料金と支払方法	24
第5条	利用料金の返金	24
第6条	利用期間と更新	24
第7条	免責事項	24
第8条	禁止事項	24
別表1	入会金の額 (第14条2項1号)	26
別表4	名義変更保証金精算内訳	27
別表5	手数料 (第42条3項、第43条2項、第52条9項及び第54条)	29
別表8	書類遅延ペナルティー (第56条1項、同2項1号)	32
別表9	名義変更の特例	32
別表10	書類差替え手数料 (第41条4項及び第56条7項)	32
別表11	AA評価点基準 (第56条)	33
別表12	AAクレーム規約 (第57条)	33
別表14	ブロック定義	33

# 第1章 総則

## 第1条 名称

株式会社オートサーバー（以下ASと省略する）がインターネットを通じて運営する中古車流通システムをASN（以下ASNと省略する）と称する。

## 第2条 目的

ASはインターネットを通じて中古車取引の仲介を迅速に、且つ正確に行うことにより、中古車業界の発展と会員の繁栄を図ることを目的とし、以下の主たる事業を行う。

1. 会員間物流事業（ASN上における会員間共有在庫物の取引業務）
2. AA物流事業（提携オークション会場への代行業務）

## 第3条 所在地

株式会社オートサーバーは、東京都中央区日本橋堀留町2-9-8にその本拠地を置く。

愛知県豊橋市下地町字操穴18番地2にその本部を置く。

## 第4条 運営日

ASNは原則として無休で運営を行う。但し、天変地異又は、ASNに特別な都合がある場合、やむを得ず運営を一時停止することがある。

## 第5条 取引

ASNにおける全ての取引は、ASNコンピュータシステムによって処理される為、会員はシステムによる全ての結果を遵守しなければならない。

## 第6条 禁止行為

会員は次の行為をしてはならない

1. 法的問題車輛及び疑いのある車輛を出品すること。
2. 会員以外の第三者へ会員番号・パスワード・各情報等を開示・漏洩・貸与、又は譲渡すること。
3. 会員以外の第三者をセリ及び入札・応札参加させること。
4. ASNのデータ（写真画像・出品票・文字データ等）を複写・転載・転用すること。
5. 一般顧客に対しスタート価格、落札金額及び相場情報を知らせること。
6. AS及び会員ならびに提携オークション会場の会員等の利益を損なう広告宣伝等を行うこと。
7. その他、ASNに定める諸規約、諸規定、諸契約で定める条項に違反すること。

## 第7条 品位の保持

1. 会員は社会道徳を重んじ、常に会員たるにふさわしい行動の保持に努めなければならない。
2. 会員は、次の各事項を表明し、保証する。
  - ①自己が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、反社会的勢力）ではないこと
  - ②自己の役員・従業員等の関係者が、反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないこと
  - ③自己及び自己の役員・従業員等の関係者が、反社会的勢力の支配・影響を受けないこと
  - ④自己及び自己の役員・従業員等の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと
  - ⑤自己及び自己の役員・従業員等の関係者が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与しないこと
  - ⑥自己及び自己の役員・従業員等の関係者が、反社会的勢力と社会的に非難されうる関係を有しないこと
3. ASは、会員が前項に反しているとの疑いを持った場合、当該会員によるASNの利用を停止することができるものとし、かつ、その利用の停止によって当該会員に生じた損害の賠償責任を負わないものとする。
4. ASは、会員が本条2項に反していることが判明した場合、当該会員の会員としての資格を剥奪することができるものとし、かつ、その資格の剥奪によって当該会員に生じた損害の賠償責任を負わないものとする。

## 第8条 紛争の処理

ASは双方の申し立てに基づき、仲裁の裁定をなすものとし、当事者双方はASの仲裁裁定に無条件で従わなければならない。

## 第9条 管轄権の合意

会員は、会員とASとの間で訴訟が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとする。

## 第10条 運営

ASNの運営については、この規約の他、別途定める諸規定及び細目に基づき、ASにてとり行われる。

## 第11条 規約の改定

ASN規約は、ASが改定を必要とする場合、随時任意に改定することが出来るものとし、改定内容はASN又は文面によりその都度会員に通知し、表示の日付をもって全通達が完了したものとする。

## 第2章 会員登録

### 第12条 会員の資格

次の条件を満たす者。

1. 所轄公安委員会発行の「中古自動車取引古物許可証」を所持する中古車業者であること。
2. 常設の営業所を有し、現に営業活動を行っていること。
3. 認証工場・指定工場に属しているか、若しくは会社または自宅の不動産を所有していること。
4. ASが要請する必要書類を提出すること。
5. その他、ASが特別に認めた者であること。

上記の会員資格が満たさない場合は準会員として、またASワンプラへの出品のみの会員としてASワンプラ出品会員として登録ができる。

#### 準会員の資格

1. 所轄公安委員会発行の「中古自動車取引古物許可証」を所持する中古車業者であること。
2. 常設の営業所を有し現に営業活動を行なっていること。
3. 連帯保証人を付けていただくこと。

#### ASワンプラ出品店の資格

1. 所轄公安委員会発行の「中古自動車取引古物許可証」を所持する中古車業者であること。
2. 常設の営業所を有し現に営業活動を行なっていること。
3. 第4章第29条の出品店会員義務を守ること。
4. その他ASが特別に認めた者であること。

### 第13条 参加規約

ASNの参加は、第12条の資格を得た者で、次の手続きを完了しなければならない。

1. ASに会員登録申請書を提出し、承認されていること。
2. ASより会員番号・パスワードが発行されること。

### 第14条 保証金

保証金の取り扱いについて

1. 保証金の額は別途定め、無利子とする。

2. 保証金は、会員がA Sに対して負担する一切の債務を担保するものとする。但し、保証金の金額が債務の額等に不足するときは、A Sの指定した日までに当該不足額を補填しなければならない。

#### **第15条 相殺の禁止**

会員はA Sに対して、負担する債務と保証金との相殺を主張することは出来ない。

#### **第16条 保証金の返済**

保証金は、脱会時に返金する。但し、次の各項の場合を除く。

1. A Sに対し債務等がある場合は、精算終了時において解約、返金する。
2. 入会日より5年以内の脱会においては、A Sでの償却とし返金しない。

#### **第17条 設備機器**

会員はA S Nへの参加を、原則として指定の機器等を使用するものとする。

## 第3章 会員の権利義務

### 第18条 権利

ASNに車輛を出品し、又は、ASNにおいて車輛を落札することができる。

### 第19条 制限

ASは会員に対し、下記の制限をすることが出来るものとする。

1. ASは会員に対して、入札限度額・落札限度額などの各種制限及び利用限度の減額を行うことが出来る。
2. 落札した車輛代金などの合計が300万円を越えた時点で入金後の搬出及びASNETの利用制限を行うことが出来る。但し、搬出規制によるクレーム申告期限切れや搬出遅延ペナルティなどは全て落札会員の責任とし、ASは一切の責任を負わないものとする。
3. 上記2項による制限は、ASにて入金確認が出来た後に解除となる。
4. 会員が、本規約第43条2項ならびに第53条1項に定める車輛代金等の支払を遅延や名義変更遅延等の取引遅延をしている間は、出品及び応札・落札権利を有しないものとする。
5. ASは、会員が本規約又は各種の規定等に違反又は違反していると判断した場合若しくは会員との間で紛争等の事態が生じた場合、当該会員へ通知することなく各種のASNETの利用制限をすることが出来るものとする。

### 第20条 義務

会員は、本規約及びこれに付随する諸規定・諸契約を遵守しなければならない。

### 第21条 禁止行為

次の行為を禁止する。下記項目に抵触した場合は利用契約の解除及びペナルティを課す。

1. 本規約第6条の行為。
2. ASに許可無く、会員間の直接談合及び落札車輛・出品車輛の旧名義人への直接談合行為。
3. 提携オークション会場及び出品店、旧名義人等への直接連絡。
4. 自社出品車輛を自ら競り上げる行為、他会員に依頼し競り上げる行為、それらに協力する等の不正・不適當な行為。
5. その他、ASが禁止する行為。

### 第22条 会員番号及び会員パスワード

ASより会員に貸与する会員番号及び会員パスワードは、各会員それぞれのASN情報が含まれている為、貸与ならびに譲渡、質入することを禁ずる。また、会員自身において責任をもって保管し、紛失等によるASN不正利用での損害等においては、各会員の責任とする。尚、会員番号及び会員パスワードを紛失した場合、すみやかにAS本部へ連絡しなければならない。

### 第23条 ASNシステム・設備等の事故

ASNシステム及び設備等が、不測の事故により運営できないときは、ASの裁定に従うものとする。

### 第24条 損害等

ASN利用中において、やむを得ぬ事情により利用不可となった時、会員又は関係者に取引上の損害があっても、ASは損害の責任を有しないものとする。

### 第25条 任意解約

会員は1ヶ月前の予告を持って、任意に参加契約を解除することが出来る。但し、以下の条件がある。

1. 買取・リースの場合、ASは機器等を引き取らない。
2. 貸与機器の場合、入会時に定められた契約期間を満了しているものとする。
3. 貸与の場合ASは速やかに引き取りの手配をするものとする。

### 第26条 届出

会員は、商号・代表者・取引口座・本社所在地等、ASN入会時において連絡済の情報に変更があった場合は、14日以内にその旨をASに届け出なければならない。届け出の未提出、もしくは不備・不明な点があり連絡がとれなかった場合、ASは事前予告すること無く利用の停止が出来る。

1. 営業店の移転は、その都度新店舗の写真をASに送付のこと。
2. 古物許可証は更新時、及び住所移転時毎にASに送付のこと。

### 第27条 登録契約の解除

会員が次のいずれかに該当する場合、ASは事前予告すること無く、登録を解除し退会させることが出来る。

1. 本規約及びその他、ASが定める諸規定・諸契約に違反した時。
2. 会員が第三者から差押・仮差押・仮処分・強制執行もしくは競売等の申し立てを受け、又は公租公課の滞納による強制執行を受けた時。
3. 会員が破産・会社整理もしくは会社更生手続開始等の申し立てをされ、または自らこれの申し立てをした時。
4. 会員が営業の廃止・更生もしくは解散等の決議を行い、または他の会社と合併した時。
5. 会員が監督官庁から、営業の停止または営業免許もしくは営業登録の取り消しの処分を受けた時。
6. その他、会員としてふさわしくない行為のあった時。

### 第28条 連帯保証

1. 会員の代表者は、会員がASに対して負う一切の債務につき、会員と連帯して保証するものとする。



2. ASが債権保全のために必要と認めたときは、会員はASの請求により、代表者に加えて、ASの承認する連帯保証人を立てるものとする。

## 第4章 会員間物流事業

### 第29条 出品

1. 会員は、次条以下の定めるところに従い、ASNETに車輛を出品することができる。
2. 掲載情報を利用する権限はASが有する。
3. ASは必要に応じて、出品車輛を各種の条件で制限することができる。

### 第30条 規約の優先

ASNETを通じて業務提携先に車輛を出品・成約した場合でも、本条及び第32条から第39条まで、並びに第41条から第46条までは、本規約が業務提携先の定める規約に優先する。

### 第31条 出品会員義務

1. 会員は、車輛の出品に際して、エンドユーザーの立場に立ち、次の義務を負う。
  - ①会員は車輛の点検整備を綿密に行い、その仕様、品質、不具合、欠陥の程度を誠実に申告しなければならない。
  - ②前項の検査結果、それによる表示はもとより、その他の結果については責任の全てを負い、クレーム等のトラブルが生じたときは、その処理に責任を持ち、ASの裁定に従うこと。
  - ③同時に不具合箇所を知らながら、故意に表示を行わなかったときは、出品・落札制限、出品・落札停止及び、金銭的ペナルティー等を課するものとする。
  - ④成約車輛について譲渡書類を車輛成約日から7日以内に、ASNに提出すること。
  - ⑤出品票は、一般通常取引における契約とみなし、出品票は明確に表示するものとする。
2. 会員は、ASが出品車輛に関する情報を業務提携先に提供することを承認する。

### 第32条 出品車輛の条件

会員は次の条件を満たすことにより、出品が出来る。

1. 移転登録、又は新規登録に必要な書類を完備し、29条1項の義務に従った車輛である事。
2. 盗難車輛、接合車輛、差押え車輛等の違法車輛でない事。
3. AS指定の検査を受けた車輛、またはASが認める検査を受けた車輛である事。
4. 燃料は10リットル以上の補給があり、自走可能な車輛である事。
5. スペアタイヤ・工具・ジャッキ等を備えている事。

### 第33条 出品手続き

出品店は、AS指定のシステムを使用し、ASNへ出品することができる。

### 第34条 出品内容の訂正・変更

会員が車輛を出品した後、出品内容及び車輛状態が異なった場合は、直ちにASが定める手続をとる事。

### 第35条 出品制限

ASは、出品車輛の業販価格および出品票への記載内容が適正でないと判断した場合、制限及び指導する場合がある。

### 第36条 出品期間

ASNへの出品期間は、無期限とする。

### 第37条 出品保留

会員が、出品期間中の車輛を何らかの理由で出品を保留する場合、AS指定のシステムを使用し、自らの責任において出品を保留する処理を行わなければならない。

### 第38条 再出品

出品を保留した車輛は、再出品することができる。

### 第39条 出品会員都合による契約解除

出品会員は、当該車輛の成約時間より24時間以内に限り、落札会員に対する解約金50,000円とASに対する落札手数料20,000円を支払い、当該車輛の契約を解除することができる。但し、この場合においても出品会員は、ASに成約手数料を支払わなければならない（24時間を越える契約解除は、解約金100,000円とする）。

### 第40条 落札

1. 会員は、本条の定めるところに従い、ASNETにおいて、又はASNETを通じて業務提携先において車輛を落札することができる。
2. 落札会員の参加義務
  - ①本規約及びこれに付随する諸規定・諸契約を遵守する事。
  - ②落札しようとする出品車輛の内容を充分把握した上で、ASNを使用する事。
  - ③落札車輛代金、自動車税、手数料等を規定通り支払う事。
  - ④車輛の移転登録等を規定通り完了する事。
  - ⑤成約車輛に対してのクレームが発生した場合は、建設的且つ円満に解決し、処理が難航した場合は、ASの裁定に従う事。
  - ⑥業務提携のうち、「ガオー！ストック」「IAAバザール」「カーチス在庫車」「LAP共有在

庫」「JAA/HAAワンチャンスストック」「TAAストックワンプライス」各コーナーからの落札については、それぞれの業務提携先の規約のうちASNETに掲載する定めが、本規約に優先する。

### 3. 契約の成立

#### ①ワンプラでの落札について

売買契約はASNにおいて落札ボタンを押し、確認を行うことにより成立したものとする。

#### ②値下げ交渉での落札について

ア. 当コーナーへの値下げ交渉受付時間は、9:00 から 17:30（定休日なし）です。

イ. 値下げ交渉受付終了時間までに、申込みをして下さい。但し、一部値下げ交渉不可車両があります。出品取消になった場合、申込みは無効になります。

ウ. 当コーナーでの値下げ交渉申込みは、無料とします。

### 4. 車両輸送について

①車両の搬出は、AS指定陸送会社とする。落札日の翌日までに陸送会社へ手配する事。

②搬出期限は、落札日を含む4日以内または各会場の搬出期限に準ずる。

### 5. 譲渡書類

譲渡書類は代金決裁後の送付とする。

### 6. 落札会員の車両確認義務

落札会員は、落札車両入庫時点で出品票と現車に相違がないことを確認し、問題等が生じた場合は別に定めるクレーム申告期限内に、ASに申し出なければならない。

### 7. 落札契約解除

①落札会員は、当該車両の落札時間より24時間以内に限り、売買契約を解除することができる。  
(24時間以降のキャンセルはできないものとする)

②ASは、当該車両の落札日より10日以内に当該車両の落札結果に対し不自然な取引であると判断した場合、及び機器等の故障による場合、当該車両の売買を解除することが出来る。

③前2号中ASが不自然な取引であると判断した場合における売買契約時には、ASは出品店に契約解除手数料50,000円を支払うものとし、落札店には50,000円請求するものとし、双方この条項に従うものとする。

④前2号中ASが機器等の故障による売買契約を解除した場合、出品店に契約解除手数料50,000円を支払うものとする。

## 第41条 検査

### 1. 目的

ASNで取り扱う出品車両の品質水準の保持等、良好な中古車流通環境を維持する目的の為、本条を定める。

## 2. 出品車輛検査

出品車輛検査は、公正かつ的確に客観的な立場で次の通り行う。

### ①出品店申告義務

(ア)出品しようとする車輛の内外装に関して、検査点検を行い正確に提示する事。

(イ)出品しようとする車輛の走行機関、機構及び装備に関して、検査点検を行い正確に提示する事。

(ウ)成約後の提示不備によるクレームは、出品会員が一切その責任を負う。

### ②A S 検査

(ア)検査員の行う出品車輛の検査は、出品会員による出品票内容と、出品車輛状態とのチェックであるので、出品票と出品車輛とのチェックを正確に実施する事。検査員資格者は、A S の定める基準に則り出品車輛の検査を行い評価点を付す。

(イ)A S の判定は、何人も訂正できない。

(ウ)評価は参考の為のものであり、第31条1項に基づく出品店の申告が不適正であった場合の責任は、全て出品店側にありA Sはその責を負わないものとする。

## 3. 評価基準

会員間物流事業における出品車両の評価基準は、A S ワンプラ検査細則に定める。

## 第42条 書類

### 1. 書類の完備

譲渡書類の完備とは、次の要件を備えるものとする。

- ①全国どこの陸運支局又は検査登録事務所で、登録可能な書類で自賠責保険の添付を必要とする。  
(倒産及びダブル移転や死亡相続移転等、地域により取扱いが違うケースの譲渡書類は自社名義にして出品するものとする)
- ②必要書類の有効期限は基本として翌月末までであるものとする。万一、期限が満たない場合、落札店の承諾が得られたものに限り、ペナルティ1万円をもって早期名変扱いとする。
- ③譲渡書類に関する全ては、A S Nを介して行うものとする。
- ④出品票に登録番号が明記されたものは全て名義変更扱いとして処理する。但し、車検残期間が翌月末までのものは継続車検に必要な書類を完備するものとする。
- ⑤国産車の未登録車は、完成検査済終了証の有効期限がA S 到着時点で3ヶ月以上ある事。
- ⑥輸入車の未登録車は、予備検査証の期限がA S 到着時点で2ヶ月以上在る事。
- ⑦譲渡書類は全て差し替え可能なものとする(有効期限失効等)。
- ⑧出品票に記載のある保証書、取扱説明書、記録簿等は、書類と一緒にA Sへ送る事とする。車内積込での紛失等は出品店の責任とする。
- ⑨保証書とは、当該ディーラーの証明(ディーラー印等)があるものを提出すること。

⑩リサイクル料金の申告について預託済みである場合は、出品票に金額及び預託済みの申告を記入するものとする。リサイクル券の不備又はリサイクル料金の申告に誤りがあった場合は、落札店は書類到着日を含む7日以内、出品店は成約日を含む7日以内にASに申告しなければならない。但し、期限を過ぎた申告は不可とする。また、会員はASからの内容修正に応じなければならない。

## 2. 書類不備

前項に該当しないものは、書類不備となり受付不可とする。但し、書類の有効期限については、1ヶ月未満のものでも落札会員が承諾した場合はこの限りではない。

## 3. 譲渡書類の遅延罰則

①出品車の譲渡書類の到着期限を成約日（含む）より7日以内とし、これを越えた場合、規則違反とし遅延日数により次の罰則を課するものとする。

(ア)成約日（含む）より8日から14日まで10,000円

(イ)以下、7日単位で10,000円を加算する

②書類の一部不備による遅延も前項と同様に扱うものとする。

③書類遅延日数が30日以上の場合、落札会員はこの契約を解除することが出来るものとする。この場合、出品店は違約金100,000円と落札会員が蒙った損害金（遺失利益除く）を支払うものとする。

④罰則は、ASが出品会員より徴収し、落札会員に支払うものとする。但し、車輛代金の入金が規定の支払期限より遅延した場合はこれを受け取る権利を失う。

## 4. 差替及び再発行手数料

①落札会員における譲渡書類の紛失、失効及び書き損じ等による差替えについては、次の手数料を持ってASに依頼するものとする。

(ア)印鑑証明書30,000円

(イ)譲渡書、委任状30,000円

(ウ)その他の実印の要する書類30,000円

(エ)抹消謄本の譲渡書類再交付50,000円＋実費

※自賠償保険証の紛失は不可とする。

※但し、差替えの原因が明らかに出品店の責任とみられる場合はこの限りではない

(例：捺印のみされており、正しく記入がされていない書類)。

※その他、場合により落札店に実費を請求する場合がある(別表10)。

②差替え及び再発行は全てASを通じ依頼するものとする。名義人に直接差替えを依頼した事実が判明した場合、一時参加停止と罰則金50,000円を課するものとする。

## 5. 車輛の移転及び抹消登録

①落札会員は登録書類を受領後、該当車輛の落札日の翌月末以内、及び書類の有効期限どちらか早い方までに移転・登録抹消等の手続きを完了し、写しがASへ到着すること。

②名義変更期限を遅延した場合、遅延日数により次の罰則金を課するものとする。

※名義変更期限を過ぎた場合は、名変遅延ペナルティ 10,000 円。

※上記期日の 7 日超ごとに名変遅延ペナルティ 10,000 円を加算する

③ A S は落札会員より当該車輛の移転・抹消等の結果報告が無き場合、A S にて現在登録証明の取得にて確認をする。尚、この場合手数料として 3,000 円を落札会員に請求するものとする。

④ 落札会員は軽自動車の税止め申告を忘れて名義変更後に旧名義人に課税が発生した場合、罰則金を課す場合がある。

## 6. 名義変更保証金

3 月の売買にのみ所定の金額を預かる。

## 7. 自動車税相当額の精算処理

- ・自動車税相当額の預かりについて

ナンバー付の車輛については、年度内残月分を請求するものとする。

軽自動車については、3 月のみ年度額を預かるものとする。

- ・自動車税相当額の精算について

名義変更の完了結果（車検証の写し）を提出期限内に A S 業務管理課に届け出ることにより精算するものとし、提出期限を過ぎた場合は精算をしないものとする。

集計結果に基づき当社の定める日付に行うものとする。

※抹消登録をした場合の車検証の写しは、抹消登録完了月の末日までに A S 業務管理課へ F A X にて完了報告をしたもの。

※落札店が移転登録後、同一年度内に抹消登録を行った場合は、登録完了翌日までに完了後の写しを A S 業務管理課まで F A X 送付のうえ確認連絡をしたもの。

精算について、下記の通りです。

### 落札の場合

	移転登録	抹消登録	
		(還付金譲渡請求権譲渡書あり)	(還付金譲渡請求権譲渡書なし)
落札店	返金なし	返金なし	月割り計算を行い、お支払い致します。

※但し、3 月売買の 3 月中名義変更については、落札店への全額返金するものとする。

### 出品成約の場合

	移転登録	抹消登録	
		(還付金譲渡請求権譲渡書あり)	(還付金譲渡請求権譲渡書なし)

出品店	残月分の自動車税相当額をお支払い致します	残月分の自動車税相当額をお支払い致します	月割り計算を行い、お支払い致します。
-----	----------------------	----------------------	--------------------

※出品店への精算は、名義変更完了後、当社の定める日付に行うものとする。

#### 軽自動車の取り扱い（3月のみ）

	4ナンバー	5ナンバー
預かり税	4,000円	7,200円
3月中名義変更 4月1日名義変更	落札店へ全額返金	落札店へ全額返金
4月2日以降名義変更	落札店へ返金なし	落札店へ返金なし
	出品店へ支払い	出品店へ支払い

#### 注意事項

※還付請求書類を送付済の場合は落札店が管轄の自動車税事務所に還付請求手続きを行うこととする。

※ナンバー付出品車両の自動車税は全て完納していることを条件とします。

未納だった場合、出品店の責任で速やかに完納するものとする。

#### 8. 名義変更前における交通違反の罰則

落札会員が、落札車両の名義変更前に、当該車両にて交通違反を犯し放置した場合、罰則として出品会員に迷惑ペナルティとして、50,000円を支払うものとする。

### 第43条 代金決済

#### 1. 出品会員の車両代金などの決済

出品会員に対する決済は次の通りとする。

- ① 車両成約後、譲渡書類一式がASに到着次第、成約代金を支払う。
- ② 出品会員が、ASに対して手数料、落札車両代金その他債務を有している場合ASは成約車両代金支払の際に、当該債務として相殺することが出来るものとする。

#### 2. 落札会員の車両代金等の決済

落札店に対する決済は次の通りとする。

- ① 落札車両の車両代金を落札日（含む）より7日以内にAS指定の金融機関口座へ振り込みにて支払うものとする。
- ② 落札会員は、ASに対して成約車両代金、その他債務を有している場合において、落札車両代金等との相殺を主張できないものとする。

#### 3. 手数料・罰則等の決済



各手数料・罰則の決済は次の通りとする。

- ①各手数料は、別に定める方法により、A Sに支払うものとする。(別表5)
- ②その他の各手数料については、A S指定の期日、方法により支払うものとする。

#### 4. 支払遅延

会員がA Sに対して負担する債務の支払を怠った時は、日歩8銭の割合による遅延損害金をA Sは会員に請求できるものとする。

### 第44条 手数料

#### 1. 手数料

手数料の種類及び性質は、次の通りとする。

##### ①出品手数料

出品会員は、検査車輛の数量に応じて、手数料を支払わなければならない。

##### ②成約手数料

出品会員は、出品車輛が成約した場合は、成約ごとに成約手数料を支払わなければならない。

##### ③落札手数料

落札会員は、出品車輛を落札した場合は、落札ごとに落札手数料を支払わなければならない。

##### ④特別手数料

特別に定めた方法で、ASNを利用する場合は、特別手数料を支払わなければならない。

#### 2. 決済

手数料の支払は、別に定める方法により、A Sに支払うこと(別表5)。

#### 3. 規定の改訂

手数料規定の改訂をA Sが必要と認めた場合、随時任意に改訂し書面にて会員に通知する。

### 第45条 所有権の帰属

当A S N上の流通車両の所有権は、車両の所有権移転登録に必要な書類を所持する者に帰属する。

1. 成約車両の所有権移転に必要な書類が、A Sに到着した時点で当該車両所有権がA Sに帰属し、落札会員にA Sより同書類が到着した時点で落札会員に当該車両の所有権が移転する。
2. 会員が第43条の規定に反した場合は、入金期限(7日以内)の翌日から催告なしに落札車両をA Sが回収することができる。但し本項を適用した場合は、第43条4項の遅延損害金は落札車回収日までとする。

#### 第46条 裁定

会員間物流事業におけるクレームの処理手順は、ASワンプラクレーム裁定細則に定める。

## 第5章 AA物流事業

### 第47条 AA会場取引

会員は、ASが提携するAA会場にASNネットを通じて出品、落札することができ、ASはその業務を代行する。

### 第48条 AA会場取引の特例

本章は、前第4章に順ずるが次条以下に定める事項については、その限りにあらず。

ASが提携するAA会場により、出品、落札規約が異なるので、会員指定のAA会場の規約を優先する。

### 第49条 AA会場取引会員義務

会員は、AA会場取引において次の義務を負う。

#### 1. 会員責任

- ①会員は会員番号・パスワードの管理責任を負うものとし、利用における全ての取引に関し、その責任を負うこととする。
- ②パスワードが漏洩・不正使用された場合でもASNは一切の責任を負わないものとする（漏洩・不正使用されて入札、落札等になった場合でも正規落札とみなす）。

#### 2. 禁止行為

次の行為を禁止する。下記項目に抵触した場合は利用契約の解除及びペナルティーを課す

- ①自らの出品車に入札を入れる行為。貴社出品車を他人に依頼し入札を入れる行為やそれに協力する行為、及びそれらに類似する行為。
- ②オークション会場及び出品店、旧名義等への直接連絡。

#### 3. 著作権

ASNのインターネットにおける全ての情報はASNに著作権が帰属し、下記項目に抵触した場合は利用契約の解除とともに損害賠償請求をする場合がある。

- ①契約会員以外の利用及びパスワード提供の禁止
- ②情報の複製及び第三者へ供与の禁止
- ③その他、不正利用及び著作権に抵触する利用方法の禁止

#### 4. 免責事項

- ①ASNのオークション会場コーナーにおける掲載データはクレーム対象外とする。下見検索における各オークション会場の出品状態説明書を正規データとする。不在応札申込には必ずこの状態説明書にて内容確認するものとする。
- ②コンピュータ及び設備等が不慮の事故等により停止し、その結果取引上の損害が発生してもASNは一切の責任を負わないものとする。

## 第50条 入札について

1. 各オークション会場の出品車下見検索は、通常オークション前々日のPM8:00頃可能。
2. 入札受付終了時間までに、入札申込する事（せり予定の約45分前）。
3. 入札受付期間中であれば、同じ申込者が複数台入札する事が可能。
4. 入札締切後の入札・取消・減額は一切できません。
5. 一度入札後、入札締切時間前であれば入札の取消及び入札金額の訂正が「入札確認」より可能。
6. 同一車輻に2社以上が入札された場合、高額入札者側に権利が発生する。
7. 同額の最高額入札申込者が2社以上となった場合、入札時間が早い方が優先となる。
8. AA会場にて、一部入札不可車輻が発生する場合がある。
9. 回線のトラブル等により受付できない場合がある。

## 第51条 ASリアルについて

1. 会員は、ASが指定するパソコン環境でのみASリアルを利用する事が出来る。
2. ASリアルを利用する会員は、ASリアルに関する全ての注意事項を了解した上で利用したものとみなす。
3. 会員がASリアルを利用する時は、常にASが指定するパソコン環境である事を確認する義務があり、落札した車輻はいかなる理由があれ、落札した会員が全ての責任を負うものとする。
4. パソコンの不具合、もしくは、不安定な通信により取引上の損害が発生しても、ASは一切の責任を負わないものとする。

## 第52条 セリについて

1. 入札車輻に対し、車輻内容の訂正伝票がオークション会場で発生した場合、入札登録が取り消しになる。
2. 売り切り後のセリ上がりの場合、入札申込者における落札決定金額権限は、各会場ごとに異なる（別表7）。
3. 入札セリ結果は落札できた場合、ASN画面及びお買い上げ請求書にて通達する。
4. 落札後、落札車輻に対して落札店都合による当日落札契約解除はできない。
5. 落札後、落札車輻に対してオークション会場側より当日（ワンプライスコナーは翌営業日）落札契約解除となった場合、落札店へ解約金50,000円を支払うこととする。

## 第53条 出品について

1. AA会場への代行出品には、現車出品の方式がある。
2. 出品車輻は譲渡書類が完備されていること。

3. 譲渡書類の有効期限は最低翌々月末日までであること。
4. 出品規約は、提携各会場規約に準ずる。
5. 出品流れ車両が各会場搬出日を過ぎた場合、次回自動再出品と定める。
6. 出品車両をAAへ搬入すると共にAS本部へ完備譲渡書類一式を送付する。（遅延ペナルティは各会場規約に準ずる）
7. AS本部に譲渡書類を送付する際、出品票のコピーを添付することと定める。
8. 成約車両の車検残が翌月末まで無い場合、譲渡書類に納税証明書を添付することと定める。
9. 出品料・成約料は車両代と相殺と定める。但し未成約の場合の出品料については別に定める方法により、支払うものとする。

#### 第54条 代金決済について

1. 落札車両の車両代金を、落札日を含め7日以内にASNN指定の金融機関口座へ振込み支払うものとする（金融機関休業の場合は、翌営業日）。尚、期日内に入金確認がとれなかった場合、その日を基としASは落札会員のパスワードを一時制限する事が出来るものとする。尚、後日AA会場のデータに基づき、金額を訂正し、月締手数料や個別の請求書にて、追加の請求を行う場合がある。
2. 成約車両代金は、成約後書類到着確認後に会員指定口座にASより振込みすると定める。

#### 第55条 手数料

出品会員、入落札会員は、別表に定める手数料の金額をASに支払うものとする。

（別表5、\*会員間物流と併記）

#### 第56条 車両輸送について

各オークション会場より最寄りの(株)ゼロのモータープールへ一度搬出します。その後、全国の加盟店へ輸送する。落札車両代金が遅延した場合、輸送途中でストップする場合があります。

#### 第57条 書類について

1. AAコーナー落札日（含む）より、13日以内を書類受付期限とする。
2. 落札会員は落札書類を受領後、送付内容の確認をし、名義変更期限内に移転登録、又は抹消登録を完了し、その期限内に名変後の車検証の写し（コピー）をAS書類課へFAXにて完了報告をしなければならない。

※書類が不備な場合は、書類到着後3日以内に申告をして下さい。

※軽自動車は、名変控えをとり忘れない様ご注意ください。

※所有者・使用者を変更の上で、完了報告とする。

- ①名変完了および完了報告FAXが名変期限日を過ぎた場合は、落札店は罰則金 30,000 円と名変遅延ペナルティを支払わなければならない。また、その日を基としASは落札会員のパスワードを一時制限することが出来るものとする。なお、名変が完了していても報告FAXが無い場合も同様とする。

②名義変更期限は、AA会場により規約が異なる。

③名義変更が著しく遅延した場合（AS判断）、別途ペナルティを科すと伴に、ASにて強制抹消とする。（別表9）

3. 落札店は原則として、移転登録前に走行使用する事を禁止する。尚、万一使用したことにより事故、交通違反、駐車違反等が発生し、出品店に迷惑が及んだ場合は下記表による迷惑ペナルティー及び実費が科せられる（別表8）。

4. 出品票でナンバー付のものは、抹消依頼の受付をしない。

5. 自動車税相当額

自動車税相当額の預かりについて

ナンバー付の車輛については、年度内残月分を請求するものとする。

軽自動車については、3月のみ年度額を預かるものとする。

自動車税相当額の精算について

名義変更の結果（車検証の写し）を当社に届け出ることにより精算する。

精算は下記のとおりとする。

落札の場合

	移転登録	抹消登録（還付金譲渡請求権譲渡書あり）	抹消登録（還付金譲渡請求権譲渡書なし）
落札店	返金なし	返金なし	月割り計算を行い、支払い

※但し、3月売買の3月中名義変更については、落札店へ全額返金するものとする。

※抹消後の精算処理は、オークション会場より当社に返金処理が行われ次第返金処理を行うものとする。

出品成約の場合

	移転登録	抹消登録（還付金譲渡請求権譲渡書あり）	抹消登録（還付金譲渡請求権譲渡書なし）
出品店	残月分の自動車税相当額を支払い	残月分の自動車税相当額を支払い	月割り計算を行い、支払い

※出品店への精算は名義変更完了後、当社の定める日付に行うものとする。

7. 落札店における譲渡書類の有効期限の失効及び、書き損じ等による差替えについては、別表による手数料をもってASNに依頼し差替えを行うものとする（別表10）。

※出品店責任に負う書類の書き損じ等は全て出品店責任とする。差替えに日数を要することにより発生する問題について、出品店は責任を負わないものとする（但し、出品店による責任のものは、この範囲ではない）。

※差替えについては、差替手数料の着金を確認のうえ書類を交付するものとする。

※差替え書類を受領後 7 日以内に名義変更を完了するものとする。

8. 各オークション会場側の長期休暇等、特別な場合は別途に告知するものとする。

※上記以外の書類規定は A S N 規約に準じます。

9. 落札店は受領書類の確認を行う義務を負い、不備があった場合には受領日を含め 3 日以内に、A S にその旨を申告しなければならない。それ以降の申告はペナルティー支払の対象にならない。保証書、取扱説明書等も同様とする。

10. リサイクル券の不備又は、リサイクル料の申告に誤りがあった場合は、書類到着日を含む 3 日以内に A S に申告しなければならない。期限を過ぎた場合の受付は不可とする。

#### **第 5 8 条 評価点基準について**

別紙にて、各オークション会場の基準を明記（別紙 1 1）。

各オークション会場にて変更があった場合、随時掲載するものとする。

#### **第 5 9 条 クレームについて**

別紙にて、各オークション会場のクレーム規約にて対応（別紙 1 2）。

各オークション会場にて変更があった場合、随時掲載する。

#### **第 6 0 条 所有権の帰属**

A A 流通事業の流通車両の所有権は、前第 4 5 条に準ずる。但し第 5 4 条 1 項に違反した場合は、入金期限日の翌日から催告なしに当該落札車を A S が回収することができる。

## 第8章ASNET英語版

### 第1条 規約の適用範囲

(株) オートサーバー (以下ASとする) は、ASNET英語版のID/パスワードの販売および利用に関し、以下に記載するASネット英語版の規約 (以下本規約とする) に加え、日本語版のASNET規約及び諸規定全てを適用させる。

### 第2条 利用者の資格

日本語版のASNET規約第2章第12条「会員の資格」の条件を満たしている者。

### 第3条 利用規約

ASNET英語版の利用は、第2条の資格を得た者で、次の手続きを完了しなければならない。

- (1) ASNET英語版利用登録申請書を提出し、承諾される事。
- (2) ASNET英語版利用料をASに送金した者、またはASが承認した者。
- (3) ASよりASNET英語版のIDとパスワードが発行される事。

### 第4条 利用料金と支払方法

利用料金 (ASNET英語版IDの販売価格) は、1IDにつき年額37,800円 (消費税込み) とする。また利用料金は、年額の一括払いとする。

### 第5条 利用料金の返金

利用停止が生じても利用料金の返金はしない。

### 第6条 利用期間と更新

利用期間は、ASがASNET英語版IDとパスワードを利用者に発行した日より、1年間とする。また利用期間満了後、再度、第3条(1)と(2)の手続きを完了しなければ更新されないものとする。

### 第7条 免責事項

- (1) ASNET英語版にて日本語以外で掲載される情報は、正規データではなく参照目的として提供され、クレーム等の対象外とする。正規データの定義やクレーム等の対象は、ASNET日本語版の規約及び諸規定に準ずる。
- (2) コンピュータ及び設備等が不慮の事故等により停止し、その結果取引上の損害が発生してもASは一切の責任を負わないものとする。

### 第8条 禁止事項

ASは、会員が以下の禁止行為を行った場合、及びASの不利益になると判断した場合は、当該会員の



了承を得ることなく、当該会員に発行したすべてのIDを利用停止することができる。ASがIDの利用停止の処置をとったことにより損害が発生した場合でも、ASは一切の責任を負わないものとする。

「禁止事項」

- (1) ASNET英語版に掲載された車両データの転用・転載および不正アクセス、情報取得等をする行為。
- (2) ASNET英語版の情報を第三者へ開示、漏洩、貸与又は譲渡する行為。
- (3) 本規約及びASNET規約及び諸規定に反する行為。

## 別表 1 入会金の額 (第 14 条 2 項 1 号)

入会金の額は、100,000 円 (税別) とする。

但し、入会金に換え保証金 100,000 円を預かる場合もある。

保証金は、5 年以内の退会の場合は返金しない。

## 別表4 名義変更保証金精算内訳

自動車税相当額

自動車税相当額の預かりについて

ナンバー付の車輛については、年度内残月分を請求するものとする。

軽自動車については、3月のみ年度額を預かるものとする。

自動車税相当額の精算について

名義変更の結果（車検証の写し）を当社に届け出ることにより精算する。

精算は下記のとおりとする。

落札の場合

	移転登録	抹消登録（還付金譲渡請求権譲渡書あり）	抹消登録（還付金譲渡請求権譲渡書なし）
落札店	返金なし	返金なし	月割り計算を行い、支払い

\*但し、3月売買の3月中名義変更については、落札店へ全額返金するものとする。

\*抹消後の精算処理は、当社の定める日付に行うものとする。

出品成約の場合

	移転登録	抹消登録（還付金譲渡請求権譲渡書あり）	抹消登録（還付金譲渡請求権譲渡書なし）
出品店	残月分の自動車税相当額を支払い	残月分の自動車税相当額を支払い	月割り計算を行い、支払い

\*出品店のへの精算は名義変更完了後、当社の定める日付に行うものとする。

自動車税の取り扱い（3月のみ）

	4ナンバー	5ナンバー
預かり税	4,000円	7,200円
3月中名義変更 4月1日名義変更	落札店へ全額返金	落札店へ全額返金
4月2日以降名義変更	落札店へ返金なし 出品店へ支払い	落札店へ返金なし 出品店へ支払い

注意事項

\*落札店が、移転登録後、同一年度内に抹消登録を行った場合は、登録終了後翌日までに弊社まで連絡のうえ、名変コピーをFAXで送付するものとする。但し、請求期限は開催日を含め90日以内の抹消登録を行った場合に限る。尚、還付請求書類を送付済の場合は落札店が管轄の自動車税事務所に還付請求手続きを行うこととする。

\*ナンバー付出品車両の自動車税は全て完納していることを条件とします。  
未納だった場合、出品店の責任で速やかに完納するものとする。

**別表5 手数料**  
**(第42条3項、第43条2項、第52条9項及び第54条)**

A S ネット手数料及び請求方法一覧 ※金額はすべて消費税別にて表記 (※平成 25 年 9 月 11 日改定)

■落札

コーナー名称	手数料名称	課金タイミング		手数料等の金額
リアル・AA 入札 コーナー	リアル応札料	リアルにて応札時		無料
	リアル落札料	リアルにて落札時		20,000 円/台
	リアル利用料	下記を除き		無料
		次の何れかの会場にて当月 1 台目落札時 JAA 葛西・HAA 神戸・JU 神奈川・JU 東京・JU 千葉・ JU 熊本・JU 札幌・NAA 東京・NAA 名古屋・NAA 大阪		5,000 円
	入札料	入札時		500 円/台
	落札料	入札にて落 札時	下記を除き	20,000 円/台
			アライバントラ、各会場特殊車コー ナー 小型・中型 1	20,000 円/台
			アライバントラ、各会場特殊車コー ナー 中型 (現状産業機械含む)	20,000 円/台
			アライバントラ、各会場特殊車コー ナー 大型 (現状産業機械含む)	30,000 円/台
			アライバントラ、各会場特殊車コー ナー 特大 (現状産業機械含む)	50,000 円/台
	代行ポス押し 申込料	代行ポス押し申込時		500 円/台
	代行ポス押し 落札料	代行ポス押 し落札時	下記を除き	25,000 円/台
			アライバントラ、各会場特殊車コー ナー 大型 (現状産業機械含む)	35,000 円/台
			アライバントラ、各会場特殊車コー ナー 特大 (現状産業機械含む)	55,000 円/台
	商談申込料	商談申込時		無料
商談落札料	商談落札時	下記を除き	25,000 円/台	
		USS 各会場・HAA 神戸・JAA 葛西・NAA 各会場・TAA 各会場	30,000 円/台	
		USS 東京会場 名車コーナー (65001 ～)	40,000 円/台	

	下見検査料	下見申込時	下記を除き	2,000 円/台
			落札時	無料
バイク入札コーナー (JBA 各会場・アライバイク各会場)	入札料	入札時		500 円/台
	落札料	落札時	5 万円未満	5,000 円/台
			20 万円未満	8,000 円/台
			20 万円以上	16,000 円/台
下見検査料	下見申込時		1,000 円/台	
AA ワンプラコーナー	落札料	落札時		20,000 円/台
	下見検査料	下見申込時		2,000 円/台
AS ワンプラコーナー	落札料	落札時		20,000 円/台

## ■ 出品・成約

コーナー名称	手数料名称	課金タイミング		手数料等の金額
AA 出品コーナー	出品料	代行出品時 (1 回あたり)	軽自動車・普通車	12,000 円/台
			輸入車	20,000 円/台
			トラック 2t まで	15,000 円/台
			トラック 4t まで	20,000 円/台
			USS 東京会場 名車コーナー (65001～)	21,000 円/台
	再出品代行料	代行再出品時 (1 回あたり)	USS 各会場・CAA 各会場・JAA 葛西会場	1,000 円/台
	成約料	代行成約時	軽自動車・普通車	15,000 円/台
			輸入車	15,000 円/台
			トラック 2t まで	15,000 円/台
			トラック 4t まで	20,000 円/台
USS 東京会場 名車コーナー (65001～)			21,000 円/台	
バイク出品コーナー (JBA 各会場・アライバイク各会場)	出品料	代行出品時 (1 回あたり)	5 万円未満	3,000 円/台
			20 万円未満	5,000 円/台
			20 万円以上	5,000 円/台
	成約料	代行成約時	5 万円未満	5,000 円/台
			20 万円未満	8,000 円/台
			20 万円以上	10,000 円/台
AS ワンプラコーナー	出品料	出品登録時		無料
	成約料	成約時 (国産の未登録車以外)		15,000 円/台
		成約時 (国産の未登録車)		5,000 円/台
		成約時 (後検ワンプラ)		20,000 円/台

## ■会費

通常	無料
割引プラン	月会費 2,000 円 (当月初にご請求)
	バイクオークションを除く上記落札料を 1 台あたり 2,000 円割引

■ご請求方法 ※ 車輛落札の際は「お買い上げ請求書」、出品成約の際は「売上計算書」にて前日分迄の手数料等を合計して一括計上いたします。

※「売上計算書」では、車輛売却代金から所定の手数料を差し引いて計算させていただきます。

※月末時点の未請求の手数料につきましては、翌月中に車両売買がない場合、翌々月に「月締め請求書」にて請求させていただきます。

## 別表 8 書類遅延ペナルティー (第 56 条 1 項、同 2 項 1 号)

移転登録前走行ペナルティー (第 56 条 3 項)

①第 56 条 1 項のペナルティー (オリックス入札会は除く)

開催日を含む

14 日～18 日以内・・・5,000 円

19 日～25 日以内・・・10,000 円

26 日～35 日以内・・・30,000 円

36 日以上・・・50,000 円

第 56 条 2 項の遅延ペナルティーは期限を越えた場合・・・普通車=10,000 円 軽自動車=20,000 円

以後 7 日毎に・・・10,000 円を加算する。

②移転登録前走行ペナルティー

出品店に迷惑が及んだ場合 1 件につき・・・50,000 円

## 別表 9 名義変更の特例

各会場により規約に違いがある為、AS ネット掲示の各 AA 会場別規約「名義変更」を参照する。

## 別表 10 書類差替え手数料 (第 41 条 4 項及び第 56 条 7 項)

印鑑証明・・・・・・・・・・30,000 円+実費

抹消謄本の譲渡書類再交付・・・50,000 円+実費

自賠償保険の紛失・・・・・・・・不可

譲渡書、委任状・・・・・・・・30,000 円+実費

その他実印の要する書類・・・・・・・・30,000 円+実費

(抹消の場合、再交付できないケースがあり、取扱注意)

※出品店責任に負う書類の書き損じ等は全て出品店責任とする。差替えに日数を要することにより発生する問題については、出品店は責任を負わないものとする (但し、出品店による責任のものはこの範囲ではない)

※金額は全て税別。



## 別表 1 1 AA評価点基準 (第 5 6 条)

※AS ネット掲示の各AA会場別規約を参照の事とする。

## 別表 1 2 AAクレーム規約 (第 5 7 条)

※AS ネット掲示の各AA会場別規約を参照の事とする。

## 別表 1 4 ブロック定義

ブロック名	定義
新古車	評価点 S 点の車輛 (別表 2)
ユーザー買取車	ユーザーからの買取車輛 (商品車登録車可)
軽自動車	660CC 以下の車輛
バントラ	1 ナンバー・4 ナンバーの車輛
低価格車	車輛代が 10 万円以下の車輛
事故現状車	評価点 0 点の車輛 (別表 2)